（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金（平成 28 年地方税法等改正法による改正前の地方税法第 143 条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下この条及び第 50 条において同じ。）として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金（平成 28 年地方税法等改正法による改正前の地方税法第 143 条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。以下この条及び第 50 条において同じ。）として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は一般国道等分の額

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

（A × B）及び（A × B）× 0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度中に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$$\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$$

$(a\ /\ b)$、$\sqrt{(a\ /\ b)}$ 及び $\sqrt{(a\ /\ b)} \times 0.88101$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、b が０の場合は（a ／ b）は１とする。

算式の符号

a　符号 A に同じ

b　当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方